

商品概要説明書

新フリーローン

2020年4月1日現在

商品名	新フリーローン
ご利用いただける方	○次の条件を満たす方 (1) 当JAの組合員の方 (2) 仮申し込み時の年齢が満20歳以上65歳以下(完済時年齢70歳以下) (3) 安定・継続した年収の見込める方 ※原則として、前年度税込年収300万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得250万円以上ある方) (4) 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証が受けられる方
資金使途	○原則、自由。但し、事業性資金を除く。
融資金額	○10万円以上300万円以内(1万円単位)
融資期間	○6ヶ月以上8年以内(1ヶ月単位)
融資方法	○顧客口座振込
融資形式	○証書貸付
融資利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
返済方法	(1) 毎月元利均等返済 (2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用 ※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とする
保証料率	○年利2.00%の固定方式とする。
担保	○不要
連帯保証人	○原則として不要。 ※但し、(株)ジャックスの請求により連帯保証人を必要とする場合は必要となる。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部(電話:023-653-5110)にお申し出ください。当

	<p>組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県 J Aバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県 J Aバンク相談所にお申し出下さい。山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>